二　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が新法第八十二条の二第七項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合　当該外国関係会社等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　構成会社等である外国関係会社等　(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合

(1)　改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額

(2)　当該外国関係会社等の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の新法第八十二条第一号に規定する連結等財務諸表に記載された税引前当期純利益金額の合計額から当該連結等財務諸表に記載された税引前当期純損失金額の合計額を控除した残額

ロ　共同支配会社等である外国関係会社等　改正法附則第十四条第三項第二号に規定する割合

三　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が改正法附則第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける場合　同条第一項第二号に規定する割合（当該外国関係会社等が共同支配会社等である場合にあっては、同条第三項第二号に規定する割合）

四　当該対象会計年度において当該外国関係会社等が特定多国籍企業グループ等に属する会社等及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当しない場合　当該外国関係会社等の所在地国を所在地国とする構成会社等に係る新法第八十二条の二第二項第一号イ(3)に規定する国別実効税率及び当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等に係る同条第四項第一号イ(3)に規定する国別実効税率のうちいずれか高い割合（当該所在地国を所在地国とする構成会社等及び共同支配会社等がない場合にあっては、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合）

イ　当該対象会計年度に係る当該外国関係会社等及び他の外国関係会社等（当該所在地国を所在地国とするものに限るものとし、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当するものを除く。ロにおいて同じ。）の個別財務諸表（会社等（新法第八十二条第一号ハに規定する会社等をいう。以下同じ。）ごとの財産及び損益の状況を記載した計算書類をいう。ロにおいて同じ。）における法人税の額

ロ　当該対象会計年度に係る当該外国関係会社等及び他の外国関係会社等の個別財務諸表に記載された税引前当期純利益金額の合計額から当該個別財務諸表に記載された税引前当期純損失金額の合計額を控除した残額

附則第三条第一項中「同項に規定する国別報告事項」を「国別報告事項（同項第一号イに規定する国別報告事項をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第四項中「新法第八十二条第一号」を「改正法附則第十四条第一項第一号イ」に、「次項及び第九項」を「以下この条」に改め、同条第五項中「係る新規則」を「係る繰延税金資産（新規則」に改め、「繰延税金資産」の下に「をいう。以下同じ。）」を、「繰延税金負債」の下に「（新規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する繰延税金負債をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十三項を同条第二十三項とし、同条第十二項を同条第二十二項とし、同条第十一項を同条第二十一項とし、同条第十項の次に次の十項を加える。

11　各対象会計年度において構成会社等に係る改正法附則第十四条第一項第一号ロに規定する国別報告事項又はこれに相当する事項として同号イに規定する所轄税務署長等に提供された当該構成会社等の所在地国に係る税引前当期利益の額に利益の配当の額が含まれていない場合には、当該利益の配当の額は、当該税引前当期利益の額に含まれるものとして、同号ロ又は同項第二号ロの規定を適用する。

12　各対象会計年度において構成会社等が改正法附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該構成会社等の所在地国を所在地国とする他の構成会社等があるときは、当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項は、同一の連結等財務諸表を基礎として作成されたものでなければならない。

13　各対象会計年度において構成会社等が改正法附則第十四条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該対象会計年度に係る連結等財務諸表には、特定会計処理（新令第百五十五条の十六第十項に規定する特定会計処理をいう。以下この条において同じ。）又はこれに準ずる会計処理を適用することが認められる連結等財務諸表を含まないものとする。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　令和五年一月一日以後に開始する各対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項が特定会計処理又はこれに準ずる会計処理が適用される連結等財務諸表に基づき作成されている場合（これらの会計処理を適用して連結等財務諸表を作成することが定められている法令の規定によりこれらの会計処理が適用される連結等財務諸表が作成されている場合を含む。）

二　構成会社等が令和三年十二月一日以後に行う取引に係るのれんが当該構成会社等の連結等財務諸表に計上されている場合において、当該対象会計年度に係る次に掲げる金額に当該のれんに係る損失の額が加算されている場合

イ　改正法附則第十四条第一項第二号イに掲げる金額に当該損失の額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債が含まれていない場合における同号ロに掲げる金額

ロ　改正法附則第十四条第一項第三号の同項第二号ロに掲げる金額

14　各対象会計年度において構成会社等に係る次に掲げる取引が行われる場合には、改正法附則第十四条第一項第一号ロの規定にかかわらず、次に掲げる取引に係る費用又は損失の額を減算しないで、当該対象会計年度に係る同号ロに規定する調整後税引前当期利益の額を計算するものとする。

一　構成会社等が資金供与会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であって、他の当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対して直接又は間接に資金の供与を行うものをいう。以下同じ。）から直接又は他の会社等（当該特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等であって、当該構成会社等及び当該資金供与会社等以外のものをいう。ロ(2)において同じ。）を通じて間接に受ける資金